

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の改定（新旧対照表）

（下線部改正）

池田泉州T T証券株式会社

2021年4月1日改定

新	旧
<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、池田泉州T T証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、<u>第4号および第6号</u>に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>第2条（現行どおり）</p> <p>第3条（現行どおり）</p> <p>第3条の2（現行どおり）</p> <p>第3条の3（現行どおり）</p> <p>第3条の4（現行どおり）</p> <p>第4条（現行どおり）</p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②～③（現行どおり）</p> <p>第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の4第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式</p>	<p>第1条(約款の趣旨)</p> <p>1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、池田泉州T T証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および<u>第4号</u>に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2（省略）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>第3条（省略）</p> <p>第3条の2（省略）</p> <p>第3条の3（省略）</p> <p>第3条の4（省略）</p> <p>第4（省略）</p> <p>第5条（省略）</p> <p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②～③（省略）</p> <p>第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式</p>

新	旧
<p>等の移管に係る払出し時の金額から <u>102 万円</u> を控除した金額が 0 を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額) を超えないもの ② (現行どおり)</p>	<p>等の移管に係る払出し時の金額から <u>120 万円</u> を控除した金額が 0 を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額) を超えないもの ② (省略)</p>
<p>第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 1 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。) の合計額が 102 万円 (②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの イ～ロ (現行どおり) ②～③ (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>	<p>第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 1 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等および第2項に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。) の合計額が 102 万円 (②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの イ～ロ (省略) ②～③ (省略) 2 (省略)</p>
<p>第6条 (現行どおり)</p>	<p>第6条 (省略)</p>
<p>第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 1～3 (現行どおり) 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの) ならびに特定口座への移管に係るものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様 (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 1～3 (省略) 4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第5条の3第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの) ならびに特定口座への移管に係るものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。) には、当社は、お客様 (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第8条 (現行どおり)</p>	<p>第8条 (省略)</p>
<p>第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) 1 (現行どおり) 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② (現行どおり)</p>	<p>第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) 1 (省略) 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② (省略)</p>
<p>第8条の3 (現行どおり)</p>	<p>第8条の3 (省略)</p>

新	旧
<p>第8条の4（現行どおり）</p> <p>第9条（現行どおり）</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（現行どおり）</p> <p>第12条（現行どおり）</p> <p>第13条（現行どおり）</p> <p>第14条（1株（口）未満の上場株式等の取扱い） おお客様が開設された非課税口座において、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設定されており、租税特別措置法施行令第25条の13第12項の規定により取得をした上場株式等で特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定のいずれにおいても受け入れ可能な上場株式等であった場合には、同項の規定により取得をした上場株式等については、お客様より特定累積投資勘定と特定非課税管理勘定のいずれの勘定に受け入れるかお申出いただく必要があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定累積投資勘定に受け入れることとさせていただきます。</p> <p>第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（現行どおり）</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>附則（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第8条の4（省略）</p> <p>第9条（省略）</p> <p>第10条（省略）</p> <p>第11条（省略）</p> <p>第12条（省略）</p> <p>第13条（省略）</p> <p>第14条（1株（口）未満の上場株式等の取扱い） おお客様が開設された非課税口座において、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設定されており、租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定により取得をした上場株式等で特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定のいずれにおいても受け入れ可能な上場株式等であった場合には、同項の規定により取得をした上場株式等については、お客様より特定累積投資勘定と特定非課税管理勘定のいずれの勘定に受け入れるかお申出いただく必要があります。 なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定累積投資勘定に受け入れることとさせていただきます。</p> <p>第15条（省略）</p> <p>第16条（省略）</p> <p>第17条（省略）</p> <p>附則（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>